

報告第1号

平成22年度における社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事業については、次のとおり報告する。

平成22年度事業報告

第1 はじめに

<東日本大震災への対応>

平成23年3月11日14時46分頃発生した東日本大震災は、宮城県・福島県・岩手県を中心に主に大津波による甚大な被害をもたらした。

この津波により、福島第一原子力発電所における放射能漏れ事故を引き起こし、広範囲にわたって災害対策基本法に基づく警戒区域の設定と立入制限の措置がなされるなど、被災者はやむなく住み慣れた居住地を離れざるを得ない状況であり、農水産物等に関する風評被害も含めて未曾有の被害をもたらしている。

また、震災の影響は被災地のみにとどまらず、電力不足や各種産業の生産拠点の被災等により我が国の経済にも大きな影響を与えている。

このような中、多くの会員や親族・友人が被災され、多数の方が亡くなられたこと、さらに住み慣れた地域を離れこれからの生活に不安を感じている多くの被災者に対し、お見舞いを申し上げるとともにその心痛を共有したい。

ところで、当法人の岩手支部前支部長である熊谷拓也会員が津波により亡くなられた。

聞くとところによると、熊谷会員は、地震発生後も津波の迫る中、事務所において遠方からの成年後見制度に関する電話による相談対応をされていたとのことである。その殉職ともいふべき悲報に接し、痛恨の思いを禁じ得ず、その死を悼み、ご冥福を祈念するとともに、熊谷会員の志を引く継ぐことを心に銘じたい。

さて、最高裁判所事務総局家庭局によると、仙台・福島・盛岡の各家庭裁判所における管理継続中の後見・保佐・補助・任意後見及び未成年後見の事件数は5,233件であるが、そのうち安否確認により判明した被後見人等の死亡人数が131人、死亡などにより後見事務を行えない後見人等が32人（うち死亡は12人）である。（いずれも数字は平成23年4月27日時点の概数）

当法人としては、事務継続が困難な会員受任事件のみならず、このたびの震災により被災された被後見人等・後見人において、交代・追加選任の必要な後見事件に関し、積極的に後見人等候補者の推薦に協力する旨を表明した。

また、これらの災害対策活動を通じて成年後見制度及びその周辺制度のあり方を検証・分析し、その結果を関係機関に対し提言していく予定である。

いずれにしても、この災害対策活動が長期にわたることを覚悟しながらも、被災地が早期に平穏な日常を取り戻すことを希求し、その支援に最大限尽力してまいりたい。

<公益社団法人への移行>

平成19年度、当法人は「改革対応委員会」を設置して公益認定に向けた準備に着手して以来、改革対応委員会・総務委員会・財務委員会において、事業の見直し、新たな定款諸規則の検討及び経理的基礎及び技術的能力の保有等に向けた一連の作業を実施し、昨年8月5日公益認定等委員会に対し公益認定移行申請を行ったところ、本年3月18日に認定され、4月1日

公益社団法人設立登記申請を果たした。

これにより当法人は、「第二の設立」を果たしたことになる。

そもそも、公益認定を目指す目的は、成年後見制度を担う専門職団体としての信頼をより向上させることであったが、その信頼を得ることは、社会に対する責任がより重くなることを意味する。つまり、今後は、今までよりさらに成年後見制度の専門職団体としてより高度な専門性を目指すとともに高い倫理性と安心感を提供しなければならない。

しかし、昨年 10 月に生じた当法人会員による不祥事の重大性とともに同種の不祥事が続いていることに真摯に反省せざるを得ない。

今後は、公益社団法人としての重大な責務を果たしていく必要がある中、重大なる決意で執務管理・研修全般にわたる検証を行い、会員の業務報告書の提出の徹底を図ることを決定した次第である。

第 2 平成 22 年度重点事業執行状況

【公益目的事業】

公 1 専門職後見人養成・指導監督事業

当法人における後見人の養成と指導監督、つまり研修・執務管理事業は当法人の事業の根幹に位置する事業であるが、その根幹を揺るがす会員の不祥事が発生したことは極めて遺憾である。

当法人としては、このような不祥事を二度と起こさないためにも、業務報告書未提出会員の総点検の実施、「業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針」に則った指導の徹底、支部における苦情対応状況の調査と苦情対応体制の充実、苦情対応時に業務報告書の提出状況の再確認、支部の指示に応じない等の業務報告書未提出会員の家庭裁判所等への推薦停止、疑義ある業務報告書の内容等に対する求説明と追加資料提出、「後見人等候補者名簿」登載研修の必修科目等の抜本的見直し、最高裁判所・各家庭裁判所に対する二項目の申し入れ、以上八項目の再発防止策を策定し全支部へ通知した。

このうち はすでに着手し、 については、第一に支部推薦の有無に関わらず会員が成年後見人等に選任された場合における支部に対する当該会員氏名・職種・選任日、第二に当該会員が家庭裁判所に対する報告書の提出期限を遅滞している場合における支部に対する当該会員氏名・職種・報告期限について、家庭裁判所から支部に対し通知されることを要請した。また、 はすでに検討に着手しているが、さらに本年度十分な検討を行う予定である。

以上のように、当法人の会員が受任した後見事件については 100%業務報告書を提出することを中心に再発防止を図ることとし、以上を徹底する。

なお、支部本部連絡会議においては、任意代理マニュアルの周知徹底に関する取組みを再確認した。

1 . 公 1 専門職後見人指導監督事業

当法人は、従来からの取組みを受けて、昨年度は公益社団法人への移行を予定していたことから、さらに公益性の高い成年後見制度の担い手として専門職後見人の執務が信頼されるようこれらシステムの更なる充実を目指していたところ、残念ながら 10 月に不祥事が生じ、当該会員も業務報告書の提出がなされていなかったことから、当法人全会員が受任している昨年度 9 月末現在の全件数を把握するため、本部より直接全会員あてに緊急調査を行った。

この調査結果に基づき、各支部はこの調査結果から得られた受任事件数と業務報告書の提出事件数を照合し、業務報告書が提出されていない事件に関しては当該会員に対し、その提出を促し、それに応じない会員に対しては「業務報告書提出義務の履行確保に関する運用指針」及び「会員に対する処分等に関する規則」に則り不利益処分に向けた手続きを進めてい

くことにより、業務報告書による執務管理を徹底する方針を打ち出した。

2. 公1 専門職後見人養成事業

執務上の問題行為は、経験の少ない会員ではなく、司法書士としての経験があるベテラン司法書士において顕著であることに驚きを禁じ得ない。

ベテラン司法書士に問題行為が多いことの考えられる理由として、登記業務等における従来の執務姿勢をそのまま後見業務に踏襲している、受託事件の研究や事務処理を意識的にもしくは無意識に登記業務等の後回しにしている、司法書士自らではなく補助者に事務処理させる等が挙げられる。

これらの理由に共通することは、権利擁護としての認識、後見人の職責の重要性、不正・懈怠行為の本人の生命等への危険性等の理解が不十分であり、成年後見制度及び後見業務に対する不理解や認識の甘さが感じられ、専門職後見人としての適性の問題とともに名簿登載時の研修の重要性が浮き彫りになる。

当法人における後見人養成事業は、設立当初においては後見人としての見識・専門知識の習得を目的とすることを前提としながら円滑な研修会の開催と後見人等名簿登載者の充実に配慮するものであった。

しかし昨今は、このような状況を踏まえ、研修事業の円滑な実施に配慮しながら後見人としての基礎的な知識の理解知識や心構え、専門職後見人としての社会的役割と倫理など初歩的なスキルを身につけることの必要性を痛切に感じている。

そこで、昨年度は、倫理研修の形式として講義形式だけでなく、受講者自ら考え、その結果を他者と討論する機会を設け、会員一人ひとりが専門職後見人としての倫理を深く探究できるような研修を実現するため、昨年度は、東日本地域の支部の研修講師候補者を対象に倫理研修講師養成講座を実施した。本年度は西日本地域の支部を対象に実施する予定である。

また、上記のように研修体制の根本を問われる現状にかんがみ、名簿登載における必修科目の根本的な検討に着手したが、本年度さらに検討する予定である。

公2 法人後見・法人後見監督事業

成年後見制度の利用件数が増加するに比例し、暴力案件・虐待案件等困難事例も増加しているところ、法人後見は、成年後見制度の受け手の一類型として重要な役割を果たしている。

そのような中、法人後見としての取組みを行う団体が増加しつつあり、当法人における法人後見は先駆的なモデルとして注目を浴びており、関係機関から取材・ヒアリング・原稿執筆の要請を多数受け、積極的に対応した。

昨年度は、法定後見においては従前と同様に成年後見人、成年後見監督人及び任意後見監督人を中心に就任依頼に応じてきた。また、任意後見においては、従来は法人による継続且つ安定した執務が要請される施設入所の事案を中心に受託していたが、公益社団法人への移行に伴い、法定後見・任意後見ともに広域事案、暴力事案、強度の他害性事案、困窮者事案その他公益的な事案に限定して受託していくこととした。

公3 成年後見普及啓発事業

1. 公3 成年後見制度調査研究事業

当法人をはじめ、既に成年後見制度上の問題点の指摘と改善提言が数多くなされているところ、昨年度は成年後見法世界会議が横浜で開催され、世界各国の関係者と討議し、情報と意見を交換し、その成果として「横浜宣言」が採択された。

当法人としては、これらを踏まえ一つひとつの課題解決を実現するため、具体的課題を列挙してアクションプランを検討した。

また医療行為の同意に関する問題については、昨年度の研究大会において医療と家族を交えたシンポジウムを開催したほか、同意代行に向けた医療機関等への調査研究を行った。

2. 公3 成年後見普及促進事業

昨年10月2日から4日まで、パシフィコ横浜において「2010年成年後見法世界会議」が開催され、当法人も共催団体として参画し、「能力」を除く全分科会に当法人の会員がコーディネーター・パネリストとして登壇し、その討論の結果として我が国の制度の指針ともいえるべき「横浜宣言」が採択された。また、会議運営においては、日本司法書士会連合会の後援とともに神奈川県司法書士会、涉外司法書士協会及び多数の会員の協力を得ながら無事成功裡に終えることができた。ご尽力いただいた関係者にお礼を申し上げたい。

3. 公3 地域連携促進事業

(1) 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

昨年度は、高齢者虐待防止法における実効性のある連携体制の構築促進のため、平成21年度に高齢者・障害者等虐待防止委員会で取りまとめた提言書「司法書士の取り組む高齢者虐待防止に関する提言書（地域包括支援センターとの連携の必要性を中心に）」を基に、同委員会の委員を講師派遣する研修会を開催してきた。高齢者虐待防止に対する取り組みに関しては、各関係機関との連携が重要であり、これらの連携体制がいかに構築されるかが、虐待防止を大きく左右するものと考えられる。

したがって、会員に対しては、連携体制の構築促進をしていくとともに、連携構築に関する実践事例や地域連携のノウハウも併せて提供していく必要がある。

また、身体拘束に対する取り組みについては当法人として未着手であったが、後見事務遂行上直面する可能性が低くはないため、実態把握、注意喚起及び専門性向上等を目的として当法人の全会員を対象にアンケートを実施した。

(2) 厚生労働省老人保健健康増進等事業

高齢者虐待防止における各関係機関の連携体制の構築の実態把握、課題の分析及びニーズ調査等をするために、平成23年度厚生労働省老人保健健康増進等事業の補助金交付制度を活用すべく、昨年度、当法人において助成金準備室を設置し、その申請準備に当たった。なお本年4月8日に同申請を行った。

【法人管理業務等】

1. 公益認定対応事業

昨年6月19日開催の本通常総会において定款・諸規則の変更案の承認を受け、無事に公益認定を受け、公益社団法人への移行を果たした。

第3 具体的事業報告

【公益目的事業】

公1 専門職後見人養成・指導監督事業

1. 公1 専門職後見人指導監督事業

(1) 執務管理支援

執務管理支援を充実させることにより会員の不適切あるいは不正な業務遂行を未然に防ぎ、当法人の更なる発展を遂げていくためにも、会員が受託している事件につき100%の報告書提出を標榜し、その実現を目指してきた。

それにもかかわらず、会員の後見業務における流用事件等の不祥事が発生し、被後

見人本人や親族に対する信頼や成年後見制度に対する信頼を失墜させる事態が生じてしまった。その不祥事を起こした会員の殆どが「業務遂行報告書」等を提出していない会員である。

当法人としては、これまでの報告書提出数の把握方法等を省み、本部より直接全会員宛に調査票を送付し、昨年9月末日現在の全会員の実際の受託事件数を把握するための緊急調査を実施し、全国支部のご協力も得ることができた。今後は、この事件数を基に本部・支部一体となって会員の執務管理支援に全力を尽くしていく。

法定後見を中心とする業務報告書の提出頻度及び業務遂行報告に関する受付管理簿の整備

業務報告書等の提出頻度や記載内容等については、前年度からお知らせやお願いを繰り返したことにより、粗方周知徹底されてきたように思われる。しかし、業務報告に関する受付管理簿の整備については、各支部が工夫を凝らして作成されているところとは思料するが、多少整備が遅れているようである。また、毎年きちんと2月と8月に受付管理簿を本部に提出している支部はそれほど多くなく、その都度本部から提出を促している状態である。支部に対しては、引き続き、会員から提出された業務報告書等の精査と同時に、それを反映させるための受付管理簿の整備をお願いしていく。

「新執務管理支援システム」への移行

会員の顔が見えるところで、適切な時期に適切な支援及び指導ができるようにとの思いから、昨年度末を目標として全国の支部が「新執務管理支援システム」へ移行することを進めてきたが、殆どの支部のご理解・ご協力を得ることができ、残るはしまね支部のみとなった。そのしまね支部も、本部と支部とが協力してできるだけ早く「新執務管理支援システム」に移行する予定である。

本部執務管理委員会のブロック開催

新執務管理支援システム移行支部を増進するため及び移行後の執務管理支援体制の構築をお手伝いするという意味合いで、四谷で行う本部執務管理委員会の開催を減らし、各ブロックの執務管理担当者等が参加できるよう本部執務管理委員会を各ブロックにおいて開催した。

ブロック開催の本部執務管理委員会においては、ブロック内の各支部から持ち寄った資料や各支部が抱えている懸案事項等を検討することができ、有意義であったと思われる。

支部訪問調査

昨年度は、16支部の訪問を行った。主に担当理事や正副委員長がその任に当たったが、日程の都合等もあり、複数年本部執務管理委員を経験している委員も訪問を担当した。

訪問担当者は、事前に支部から提出された業務報告書の受付管理簿等を精査し、報告書の提出状況や、未提出者への督促状況、定率会費の納入状況等を質し、改善すべき点があれば改善指導等を行ってきた。

この訪問調査は、殆どの支部が新執務管理支援システム移行支部となったことにより、支部から本部に報告書が送付されてこなくなるので、逆に、本部から各支部を訪問して各種書類を精査して指導監督をしていこうというものであり、全国の支部の状況を把握するためにも継続していかねばならないと考えている。

「預かり金口座」利用の実態調査に基づく検証作業

後見人が、被後見人の財産の一部を「預かり金口座」を開設して管理し、その口座から私的に流用していたという不祥事が平成21年度中に発生したことを受けて、支部を通じて『成年被後見人等死亡前後の預貯金の払い出しの対応についてのアンケート』を実施し、約700名の会員からの回答を集計したところ、50名強の会員が被後見人の財産か

ら隔離した「預かり金口座」を開設していたことが判明した。被後見人の財産を被後見人自身の財産から隔離して後見人の「預かり金口座」として管理をする理由としては、被後見人の死亡後の金融機関による口座凍結に備える必要があると考えたからであると思われるが、開設した「預かり金口座」の預金債権が誰に帰属しているのかについては、平成15年の最高裁判決により客観説（出捐者説）から主観説（契約説）へ変更されたと解釈する説もあることから、後見人自身の破産または死亡の際に問題が発生する可能性を含んでいる。この点については、本格的に検討をする作業が必要であると思われることから、本年度には、被後見人の財産を預かり金口座で隔離して管理することの是非やその他の問題についてさらに詳しく検討する予定である。

後見事務の遂行に関して支部等から寄せられた相談への対応等

会員執務支援を充実させる体制整備の一環として、業務相談委員会において、問題事例または対処困難事例等の相談に応じた。具体的には、会員が日々の後見業務を行う中で判断、対応または処理に迷う事案のうち、当該事案を直接に担当している会員はもちろんのこと、その会員の所属支部においても、判断、対応もしくは処理に迷い、暫定的な取扱いを継続している案件、またはすぐには結論を出すことができずにやむを得ず保留扱いとしている事案など、いわば、支部または会員の手元に溜まってしまっている問題事案、困難事案その他の検討を要する事案について、支部を通して照会をしていただいたうえ、業務相談委員会において必要な整理、検討を加えて、一応の結論または方向性を出す作業を行った。具体的な活動内容は、概略以下のとおりであった。

（ア）後見人としての戸籍請求について

後見人である司法書士が、被後見人（本人）生存中に職務上請求書（2号様式）を用いて本人の推定相続人調査のため戸籍請求をすることができるか否かについて検討した。

（イ）遺言執行事務に関する報告書の様式の作成

執務管理委員会との合同会議にて、遺言執行事務に関する報告書の様式（就任・遂行・終了を一括したもの）について検討し、本年1月1日から施行できるように様式を作成した。

（ウ）見守り事務に関する報告書の様式の検討

不祥事再発防止の観点から、任意後見・任意代理契約の効力発生前における会員の執務状況を把握するため、執務管理委員会との合同会議にて、見守り事務に関する報告書の様式について検討した。

（エ）震災関係Q & Aの整理

本年3月11日に発生した東日本大震災の被災者支援を主な目的として、震災関係Q & Aの作成へ向けた想定質問の整理を当委員会が担当した。

（2）業務審査委員会における検討に関する事項

本委員会の設置の目的に従い、会員の後見人候補者及び後見監督人候補者名簿への登載の是非の審査を中心として、成年後見実務上の問題に関する検討及び会員へのアドバイス等を随時協議した。昨年度の期中より顧問弁護士もオブザーバーとして出席することとした。

（3）紛議に関する事実関係の調査

理事長の指示を受け、会員の不適切な行為に関し、事情聴取等の調査を行い、その結果を理事会に報告した。

（4）支部本部間の情報交換の充実と支部活動支援

ブロック会議

全国支部の活性化を目指し、支部運営等について支部ごとの取り組みについて情報交換

するとともに各支部が抱える共通の課題について意見交換をするためブロック会議を開催した。

支部本部連絡会議

次年度の事業計画案及び予算案策定に向けた課題や本部と支部とが当面する課題等につき意見・情報を交換することで問題点や情報の共有化を図るため開催した。昨年度は会員の不祥事に関する再発防止策について、各支部の実情を踏まえ会員の受託件数の把握と業務報告書提出の徹底及び研修のあり方に関する事項について重点的に意見交換を行った。

支部への情報発信

会員に向け発行しているEメールによる「会員通信」は、昨年度、定期号（毎月20日前後）に加え臨時号を含め計13回発行した（VOL.124～VOL.138）。発行方法について、多くの会員に円滑な情報伝達ができるよう受信メールにより直接閲覧できる方法へと改善した。

本部から支部に対する情報発信として、支部長及び支部事務局宛にEメールによる送信を行い、支部から本部に対する照会事項等についても共通事項については同様の方法で伝達を行った。

さらに、日司連が発行する「月報司法書士」に継続して投稿を行い、未入会の司法書士に対し入会を促すとともに、「成年後見制度」や当法人の活動について周知を行った。詳細は以下のとおり。

《月報司法書士》への投稿

- | | |
|-----------|---|
| 平成22年4月号 | 「成年後見制度シンポジウム『第三者による医療同意の課題と展望』～あなたが認知症になったら手術の同意は誰がしますか？～」
医療行為の同意検討委員会委員長 名倉 勇一郎 |
| 平成22年5月号 | 「ドイツ再訪報告（成年後見法世界会議組織委員会会議）」
理事長 芳賀 裕 |
| 平成22年6月号 | 「公益法人」
副理事長 松井 秀樹 |
| 平成22年7月号 | 「地域連携に関する東京支部の取り組み」
東京支部長 山崎 政俊 |
| 平成22年8月号 | 「第2回研究大会報告（平成22年6月20日（日）/宮城県松島にて）」
常任理事 木村 一美 |
| 平成22年9月号 | 「『成年後見関係事件の概況』を読む」
理事 大塚 昭男 |
| 平成22年10月号 | 「成年後見センター・リーガルサポートが行う『法人後見業務』のしくみ」
法人後見委員会委員長 橋本 健司 |
| 平成22年11月号 | 「地域との連携を見据えた成年後見制度施行10周年記念事業」
熊本支部長 川本 俊六 |
| 平成22年12月号 | 「『2010年成年後見法世界会議』開催報告 超高齢社会を支える成年後見 - 誰でも利用できる制度とするために」
副理事長 望月 真由美 |
| 平成23年1月号 | 「司法書士後見人の基盤を確かなものに」
理事長 芳賀 裕 |

平成23年2月号 「10年目を迎える『公益信託 成年後見助成基金』の現状」
常任理事 杉山 春雄
平成23年3月号 「リーガルサポートの研修制度について」
常任理事 多田 宏治

1. 公1 専門職後見人養成事業

(1) 研修等バックアップ体制の充実

倫理研修講師養成講座の開催 - 倫理研修内容の充実をめざして

問題事案の発生を防止するための一つの方策として、倫理研修内容の充実に努めるべく、全支部において、少なくとも、名簿登載更新研修については、平成21年度送付した研修題材『倫理研修プログラム』を参考にして少人数のグループディスカッション形式研修(司法書士年次研修をイメージしている)を実施するか、事前レポート提出の講義形式研修(受講者に事前に課題を提示し、当日までに、その課題についてレポートを提出させ、講師が事前に目を通した上で、講評を交えて講義をするという形式)を実施することを目指した。

そのために、全支部で、このような形式での倫理研修を支部独自で開催できるように、昨年度は、23支部(2支部はやむを得ない事情で参加できず、本年度参加の予定)の研修担当者に一同に集ってもらい倫理研修の講師養成講座を日司連会館にて開催した。前半は、事前レポート提出の講義形式の研修について、西川浩之常任理事を講師として講義内容・方法のノウハウを交えながら実施し、後半は、4つのグループに分かれて、ディスカッション形式の研修を実際に行った。残りの27支部については、本年度実施する予定である。

名簿登載時の必須要件である、a、b、c、dの6単位の内容及び在り方についての検討 - 後見人としての基本的な実務能力の確保のために -

全会員が後見人としての基本的な実務能力を身につけるために、新入会員向けの基本的研修プログラムについての検討を行うとともに、現在の名簿登載時の必須要件である、a、b、c、dの6単位の内容及びあり方について検討した。支部本部連絡協議会において、全支部からの意見をお聞きしたところ、必須要件の見直しについて概ね賛同する意見が多かった。本年度は、さらに具体的に検討したい。

支部研修等に対するバックアップ体制の充実

本部から大阪支部に委託して、名簿新規登載研修兼名簿登載更新研修(12講義・18単位)を企画し、開催してもらい、DVDとして収録し、それらのDVDを全支部に送付した。

その他、遺言執行についての研修や松島研究大会についても、DVDとして収録し、それらのDVDを全支部に送付した。また、日司連主催の平成22年度専門分野修得プログラム成年後見分野の研修会で使用したDVDについては、当法人が研修への協力をしたこともあって、日司連から研修教材・DVDの送付を受けたので、日司連の了解の上、全支部にそれらを送付した。

昨年度のDVDとして支部に配布した研修会の講義総数は、20講義、単位総数は、34単位であった。

ブロック研修会・複数支部合同研修会の助成申込の実施

1ブロック10万円の助成金を交付することで、予算組みしていたが、昨年度はブロック研修会を実施したブロックはなかった。当初は、今後のブロック研修会助成の廃止も考えたが、あるブロックから、本年度のブロック研修会への助成の要望があり、また複数支部合同研修会の要望もあったので、全支部・全ブロックに対して、平成22年10月に本年度ブロック研修会あるいは複数支部合同研修会の助成の申込を実施したところ、ブロックが

ら3ヶ所、複数支部合同で1ヶ所の申込があった。各研修の企画・予算内容を検討して本年度の助成額を検討した。このような研修会助成の方向を続けていくべきかどうかについて今後検討を要する。

共通補助教材の作成等

依頼が増加し始めている法定後見監督事務及び任意後見監督事務に対応するために、「後見監督ハンドブック」の作成について検討し、ほぼ完成させ、本年度のできるだけ早い時期に印刷配布する予定である。

日司連との協力関係の強化

昨年度実施された日司連主催の成年後見に関する研修会(業務研修会「成年後見分野」と専門分野修得プログラム成年後見分野)について、日司連からの依頼で、本部として、これらの研修会について、研修のテーマ・内容についての助言と適切な講師の紹介を行った。これらの研修会実施に協力するとともに、今後の成年後見分野の研修会のあり方、協力関係について日司連と協議した。

(2) 第2回松島研究大会を開催

当法人が会員数5,000名を越す団体であることから、「会員の一割程度は参加できる総会会場の確保」「開催地域における成年後見制度のさらなる普及」「開催地域ブロック(支部)の活性化」「全国レベルの研修機会の提供」等を目的として、宮城県の松島において第2回研究大会が開催された。「高齢者虐待防止と成年後見」「身上監護と医療同意～代行決定のプロセスの透明化～」「財産管理と身上監護の融合～身上配慮義務を考える～」をテーマとして、3つの分科会を開催した。多くの東北ブロックの会員が参加され、この地域の活性化に寄与できたものとする。ただし、今後も、この方向で進めるべきかどうか、進めるとして、その研究大会のあり方や実施主体等々について検討すべき課題は多い。

(3) 入会促進と名簿登載促進

平成21年度には、当面の目標であった会員数5,000名を達成することができ、昨年度は、さらに増加し、会員数5,528名(内司法書士法人43法人)(平成23年3月31日現在)となった。入会促進については、全国の支部の積極的な活動があつてのことではあるが、さらには、日司連、各司法書士会のご理解ご協力に負うところ大であり、心より感謝を申し上げます。

また、第三者後見人の選任率が30%を超える状況が今後も続き、専門職後見人の需要も増加することが予想されるところから、実際、後見実務に取り組むことになる「後見人等候補者名簿登載者」を5,000名とすることを当面の目標にしたが、登載者数は、平成23年3月31日現在、3,829名(内司法書士法人28法人)となっている。今後、ますます名簿登載の促進に力を注いでいく必要がある。

法人後見・法人監督事業

(1) 法人後見、法人後見監督への対応

成年後見制度の普及と共に、法人後見の有用性も注目されてきたといえる。地域の自治体や社会福祉協議会など公共性の強い団体が法人後見を具体的に検討し、推進を始めた。また、一定の限られた地域を対象とした民間団体による法人後見も増加傾向にある。

当法人による法人後見は、その経験年数と全国を対象としている実績において、法人後見を実行しようとしている団体等に対しては、公益法人として積み上げてきた経験と信頼をもとに、さらに見本となるべき立場にならなければならないと考えている。

その意味で、昨年度においては基本に立ち返り、現に執務中の後見等事件について、法人後見システムに則した運用と支部体制の確認を行った。また、昨年度末に起きた東日本大震災においては、事務担当者による被後見人等の安否確認はもちろん、その執務

体制の支援について検討する中、改めて危機管理体制の重要性を認識した。

昨年度における法人後見受託件数は、新規受託件数が 32 件、終了件数が 30 件、昨年度末日現在での継続受託件数は、法定後見人等 39 件、法定後見監督人及び任意後見監督人 52 件、任意後見契約 66 件（なお、これに付随する契約として見守り契約と任意代理契約がある。また、任意後見契約のうち任意後見監督人が選任され発効している契約は、7 件のみである。）任意代理契約に基づく監督人 291 件となった。

個人会員が後見人に就任した場合に、被後見人や親族等関係者から後見人自身やその親族他関係者への精神的肉体的暴力・迷惑行為等が行われる可能性が特に高い事件、複数による受任体制が特に望まれる事件など、いわゆる「困難・暴力事案等」について就任した。また、会員による個人後見執務が緊急事態により急遽継続困難となったため、複数担当者体制によりその支援を円滑に進めることを目的として、法人後見事案として受任した。また、当法人の法人後見に対する信頼と実績への期待を受けて、成年後見監督人をはじめとする後見監督事件の受任数が増加した。

（２）法人後見システムの確立

定期報告書遅滞状況調査の実行と調査一覧表の作成

受託事件の定期報告書（全事件 3 か月毎提出義務）の遅滞状況調査を随時行い、その状況を全国一覧表として活用し、支部に対する積極的な指導により、遅滞事件の早期解消を実行した。

重要事項等の意思決定事項の一部支部委譲の実行

委譲支部の指定を受けた 4 支部（ふくしま支部、東京支部、大阪支部、福岡支部）においてその体制と運用を確認した。1 支部（兵庫支部）についてその試行を開始した。

傷害保険制度の整備

法人後見を受託する支部、事務担当者及びその補助者等に対し、業務従事中の傷害リスクを補償する傷害保険契約を締結し、補償制度を整備した。

「危機管理マニュアル」の作成検討

受託事件の性質による、執行支部・事務担当者の緊急時の対応について検討し、実行した。その対応をまとめた「危機管理マニュアル」を作成中である。

なお、昨年度末に起きた東日本大震災においては、支部担当委員から直接事務担当者へ連絡をし、その安否と事務執行状況の確認を行った。

本部・支部・委員間の意思疎通と情報共有

委員会メールを活用し、本部委員会、支部委員会、委員間の情報共有、事案審議の積極的且つ迅速な対応に務めた。

（３）法人後見における本部・支部間の意思疎通・情報伝達の強化

本部・支部間の合同会議の開催

メールや電話連絡、書面等ではお互いの情報共有が効果的でない場合においては、本部への招集もしくは支部への派遣をし、指導監督事務の実行もしくは意思疎通と情報共有の強化に努めた。

迅速な対応

執行支部からの問合せに対しては、可能な限り支部担当委員から直接連絡を取り、詳細でわかりやすい説明に努めた。

法人後見受託事件件数（審判書及び委任状発行件数による）（設立～H23.3.31）

種 別		受託事件件数	終了件数	継続件数
法定後見	成年後見人	68	36	32
	保佐人	15	8	7
	補助人	1	1	0
	任意後見監督人	63	36	27
	成年後見監督人	91	66	25
	保佐監督人	1	1	0
	補助監督人	0	0	0
	審判前の保全管理人	3	3	0
	特別代理人	0	0	0
任意後見等	任意後見契約〔受任者〕	82	16	66
	任意代理契約〔監督者〕	302	11	291

公3 成年後見普及啓発事業

1. 公3 親族向成年後見養成講座事業

2. 公3 遺言と成年後見制度に関する説明会開催事業

(1) 成年後見制度の普及にかかる支部事業の支援活動の実施

親族向け成年後見人養成講座、遺言と成年後見制度に関する説明会、成年後見制度の普及活動にかかる支部独自の事業の種別分けを廃止し、成年後見制度の普及に合致する事業に対しては個別内容を限定することなく助成した。

34支部が、支部メニュー事業の実施を予定していたが、開催されたのは29支部に止まった。今後の検討課題である。

また、各支部において実施された企画実施内容を全支部にホームページ上で公開する等して、情報交換を通して、今後の各支部の事業を支援していく方策を検討した。本年度から実施する予定である。

3. 公3 高齢者・障害者相談事業

(1) 全国一斉成年後見相談会

設立当初より開催している全国一斉成年後見相談会を、昨年度も各支部の実情に応じた形式で開催した。本相談会は平成19年度から日司連との共催により実施しているが、開催時期や周知方法、ポスターやチラシの作成、各関係機関との連携など、協調して行うがゆえに難しい部分もあり、今後時間をかけて調整・検討を行っていきたい。(詳細は、事業報告書別紙《8》「平成22年度全国一斉成年後見相談会報告書」参照)

(2) 東日本大震災災害対策

本年3月15日、芳賀理事長を本部長とする災害対策本部を設置し、被災者に対する災害対策活動について日司連及び全青司と連携協力して行ってきた。おおよそ時系列順に整理する

と、 会員の安否確認、 被後見人の安否確認と安全確保、 計画停電に対する被後見人の支援、 震災相談に関するQ & Aの作成、 最高裁との協議（震災に関する後見人推薦への積極的な協力表明等） 義援金の募集と当法人からの義援拠出決定、 被災会員に対する定額会費の延納措置、 フリーダイヤルによる電話相談開始等である。

なお、面談相談については、被災地の状況に応じ、被災地支部及び司法書士会と協力しながら実施することを検討した。

4 . 公 3 書籍等出版事業

(1) 「実践成年後見」誌の企画等

法律雑誌「実践 成年後見」は、成年後見やその周辺に関する情報をタイムリーに提供する総合実務書として、平成 12 年 12 月 26 日には第 1 号が発刊されて以降、現在まで第 37 号が発刊されている。その間、法律関係者、福祉関係者、行政のみならず、家庭裁判所においても必読書となっており、成年後見制度の充実・発展に寄与しているとの評価を受けている。

昨年度においても、学者、司法書士、弁護士、社会福祉士からなる編集委員会へ編集委員を派遣して企画を上程し、企画・編集事業を行った。

事業 「実践 成年後見」第 34～第 37 号を企画発行した。
組織・会議 全体企画委員会を年 4 回開催した。編集委員会への企画委員派遣を年 4 回実施した。

(2) 書籍出版事業

親族後見人向けの成年後見事務を解り易く説明し、後見事務に活用できる「成年後見人のための管理手帳」の発刊を行った。「後見六法」の民法の後見関連条文について使い易いように参照条文等の表示を行った。

「成年後見人のための管理手帳」の発刊（日本加除出版）
「2010 年版後見六法」の発刊（民事法研究会）及び後見六法の改訂版の継続検討
改訂新版「老後の財産管理」制度の上手な利用法（創元社）の監修
小冊子の増刷等

5 . 公 3 成年後見制度調査研究事業

(1) 制度改善検討委員会による調査研究

制度改善のためのアクションプランの検討、作成及び具体的活動

当法人や日本弁護士連合会、日本成年後見法学会が行った法定後見制度・任意後見制度の改善提言について精査・分析を行い、その中から運用面で改善できる課題を抽出し、具体的にどこに対しどのような内容の要望書提出等の行動をとるべきかをアクションプランとしてまとめあげ、当法人として単独でまたは日司連と共同して制度改善のための活動を行った。検討した課題は以下のとおりである。

(具体的課題)

- ア 後見登記に関して、専門職後見人が事務所所在地を住所として登記した場合の問題点
- イ 民事法律扶助の資力要件を申立人ではなく本人とすることを求める件
- ウ 金融機関の取扱い全般の問題点（任意後見を含む。）
- エ 施設入所に際して身元引受の問題
- オ 成年後見制度利用支援事業の利用促進と適用範囲の拡大
- カ 郵便物の転送・送付手続（市町村・年金機構等の事務取扱い）の問題
- キ 専門職後見人等（任意後見監督人を含む。）の報酬（各家裁との協議内容案を各支部へ提供する）

- ク 鑑定手続について（本人の行為能力制限に関する問題）
- ケ 任意後見監督人候補者と任意後見受任者との面談実施等の運用
- コ 任意後見人による不動産登記の手続き

以上の具体的活動のほとんどについて具体的アクションプランを作成し、そのうちアについては以下の具体的活動を行い、他はさらに検討中である。

（具体的活動）

具体的課題のアについては、課題に応じて、日司連から法務省に働きかけてもらうこと、日司連と共同で最高裁判所に働きかけることを内容とする要望書（230頁参照）を日司連に提出した。

第2回研究大会での分科会を担当

昨年6月20日、第2回研究大会が松島で開催され、「財産管理と身上監護～身上配慮義務を考える～」のテーマで、制度改善検討委員会が分科会を担当した。筑波大学法科大学院上山泰教授をお招きし、身上監護の実践例を通して、成年後見人に求められる身上配慮義務を検討した。

非訟事件手続法及び家事審判法の見直しに関する中間試案に対する意見書を提出

上記試案に対するパブリックコメントを求められ、短期間であったので主に制度改善検討委員会で意見を取りまとめ、当法人として成年後見制度に関する点に限定して意見書（当法人ホームページ掲載）を提出した。

成年後見制度のあり方（グランドデザイン）についての検討

「グランドデザイン」のイメージについて、当面する大きな現実的課題（例えば、公的支援体制の確立等）を検討するのか、「小さな成年後見」をめざす世界の趨勢の下、抜本的な制度の見直しを視野において検討するのか、についてなかなか視点が定まらず、具体的検討まで進めなかった。

（2）医療行為の同意検討委員会による調査研究

昨年6月の研究大会においては、臨床現場の医師、ソーシャルワーカー、認知症患者の家族を招き、「身上監護と医療同意～代行決定のプロセスの透明化～」と題する分科会を担当した。これは、当委員会の中で、これまでの医療同意の代行決定に関する議論の中に、当事者である本人や家族の声が反映されていないのではないかとこの思いがあり、医療関係者だけでなく、当事者家族の声も聞ける分科会とした。分科会では、副題にも表れているとおり、成年後見人の有無にかかわらず、医療同意の代行決定については、そのプロセスの透明化が重要なことであることをアピールした。また、パネリストからは、医療機関と家族や成年後見人での共同決定システムの必要性、家族といえども医療同意をすることが精神的に負担になることをあらためて認識できたものと思われる。

昨年度の調査研究事業としては、試行的に3地区での医療機関における面談調査を予定し、中部地区、九州地区及び北海道地区において医療機関への医療同意に関する面談前のアンケートをし、中部地区及び九州地区において面談調査を実施した。なお、北海道地区の面談が東日本大震災直後に予定されていたため、調査を延期した。

調査対象はまだ少ないが、上記調査の中で、具体的な事例に対する医療同意に関する考え方について、医師とコ・メディカル（看護師、医療ソーシャルワーカー等医療従事者）、個人病院と総合病院などでの差異、同じ病院内でも統一的な見解が出ていない、後見人の役割についての認識の差異、関与する個々の後見人の考え方や行動の差異などの調査結果が見られた。また、調査依頼の過程で、法制化を考えること自体が間違っているとの意見も聞いた。権限の明確化の必要性と運用面での硬直化や規制の強化など、単なる法制化だけでは現場との齟齬が出る恐れのあることが確認された。

今後、調査を継続したうえで、改めて報告をする。

6. 公3 成年後見普及促進事業

(1) 10周年記念事業と国際会議

昨年度は成年後見制度施行10周年にあたり、支部においてもその記念事業を実施し、成年後見制度の普及促進に努めた。

「2010年成年後見法世界会議」に関して当法人は共催者として、「能力」を除く7分科会においてコーディネーター等登壇者として当法人会員が報告を行い、またポスターセッションを出展した。さらに全日程を通じて、基調講演・分科会等の進行や会場整理など大会運営に携わるスタッフ作業を担当し、成年後見制度の一層の普及を内外に働きかけることに務めた。

また、記念事業の一環として、当法人が日本初の成年後見人養成団体として歩んできた軌跡を集約した、「社団法人成年後見センター・リーガルサポート10周年記念誌」を作成し、全会員に配布した。

(2) 各種成年後見制度普及促進事業

日本成年後見法学会の活動支援

昨年10月の成年後見法世界会議では、医療同意の分科会において、米国、ドイツ、日本の法律家からの報告を受けて、当委員会の医療同意に対する考え方である「代行決定のプロセスの透明化」の必要性を訴えた。

アメリカの医療面からのアプローチである「POLST（延命治療に関する医師指示）」やドイツでの後見裁判所関与のアプローチなど、各国における基盤の違いに基づく第三者による医療同意の手法などを参考に、日本での運用のあり方を考えさせられた分科会であった。

成年後見制度普及フォーラム開催の協力

本年2月13日（日）品川区立品川区民会館（きゅりあん）において、成年後見制度普及のための「NHKハート・フォーラム～あなたの財産と暮らしを守る成年後見制度～」が日本成年後見法学会とNHK厚生文化事業団が主催、品川区と品川区社会福祉協議会が共催し、当法人が協力し開催された。

第一部では「成年後見制度ってなに？」と題して新井誠教授（筑波大学法科大学院院長）が、成年後見制度の基本をわかりやすく解説した。

第二部では「事例報告 成年後見制度をどう利用するか」が行われ齋藤修一氏（品川成年後見センター室長）丸木和子氏（毛呂病院光の家療育センター施設長）より実践例が報告された。本事業は東京支部の全面的協力をいただいた。

研修会等への講師派遣

社会福祉士会、税理士会等の各種団体や国自治体等からの研修講師等の派遣要請もあり、本部役員もしくは各支部に対して講師の派遣を要請した。これらの派遣にあたっては、地域からの要請には地域で、複数の地域、あるいは全国的な団体の要請には本部で応えるというスタンスで対応した。

成年後見制度の普及活動にかかる支部独自の事業

前記「1.2.(1)成年後見制度の普及にかかる支部事業の支援活動の実施」記載のとおり、支部が行う独自の成年後見制度普及促進事業は、支部メニュー事業のなかで積極的に対応してきた。

(3) インターネットホームページの保守・管理、内容の改善作業等

一般公開部分については、公益法人への移行に伴う準備作業や保守・管理作業を行った

ほか、東日本大震災に関する当法人の支援活動、電話相談などについて情報提供を行った。

会員専用部分については、文字拡大機能や各支部において実施された支部企画実施内容を全支部にホームページ上で公開する機能を付加するなど、各支部間の情報交換ができるような仕組みを設けた。

(4) 公益信託成年後見助成基金の受付事務

受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)の委任を受け、募集案内と助成金給付申請の受付事務を行うとともに、当法人ホームページ上で助成基金に対する寄付の呼びかけを行った結果、昨年度(第10回募集)は、司法書士、社会福祉士らに対し合計181件、総額2087万7400円が支給され、その一方、昨年9月30日現在の基金信託財産額は、1億9777万5475円と堅調に推移している。

7. 公3 地域連携促進事業

(1) 高齢者虐待防止等に関する地域連携の促進

連携体制構築に関する研修の促進

昨年度は、高齢者虐待防止法における実効性のある連携体制の構築を促進するため、平成21年度に高齢者・障害者等虐待防止で取りまとめた提言書「司法書士の取り組む高齢者虐待防止に関する提言書(地域包括支援センターとの連携の必要性を中心に)」(当法人ホームページ掲載)を基に、当法人支部及び司法書士会を対象とした研修会を開催してきた。この研修会には、同委員会の委員を講師として派遣し、高齢者虐待防止に対する取り組みは当法人のみならず司法書士として取り組むべきであることを訴えてきた。また、同取り組みにおいて、いかに地域包括支援センターとの連携体制の構築が重要であるかも同様に訴えてきた。

地域包括支援センターとの連携体制構築を促進するために、今後も継続的に研修会を開催し、また日本司法書士会連合会との連携強化及び各地域の情報収集を行うことにより実践事例や地域連携のノウハウの集積・蓄積を行い、支部及び会員に対し連携体制構築に関する有意義な情報提供をしていく必要がある。

高齢者虐待に関する知識修得

昨年度は、高齢者の権利擁護の観点から非常に重要な課題ではあるが、当法人として未着手であった身体拘束に関する取り組みを開始した。まずは、実態把握及び注意喚起等を目的とした当法人全会員対象のアンケートを実施した。

今後は、このアンケート結果を基に様々な問題点や課題を分析することで、会員が必要とする身体拘束に関する情報を提供し、身体拘束に対する理解を深めるなど司法書士の専門性の向上に努める。

(2) 厚生労働省老人保健健康増進等事業

高齢者虐待防止に関する取り組みは、各関係機関の連携体制の構築が必要不可欠となる。しかしながら、全国各地域においてこの連携体制が構築され十分機能しているとは言い難い状況である。十分機能していないのは、どのような原因がありまたどのような課題・ニーズが存在するのか、この点に関して実態把握を行うことが事業を進めるにあたっては有効かつ効率的である。

そこで、平成23年度厚生労働省老人保健健康増進等事業の補助金交付制度を活用し、全国の実態把握、課題の分析及びニーズ調査等を実施すべく、昨年度、当法人において助成金準備室を設置し、その申請準備を行い、同申請を行った。

【法人管理業務等】

1. 公益認定対応事業

(1) 公益認定申請

昨年度の通常総会において、公益社団法人を前提とした定款・諸規則の変更案の承認を受け、同年8月5日内閣府に対して公益社団法人への移行認定申請を行った結果、本年3月18日に認定された。なお、本年4月1日に当法人は公益社団法人として設立された。

(2) 新・新公益法人会計基準の準拠

新・新公益法人会計に基づく本部支部の統一的会計処理体制の確立

- ・ P C A 会計ソフトのインストール及び操作説明会の開催
昨年度は、平成21年度においてまだ P C A 会計ソフトを備えていない支部に対してインストールを行い、東京にて会計事務担当者を集めた説明会を開催し、そこで新しい会計基準や P C A 会計の操作方法を習得してもらった。
- ・ 支部に対する予算作成方法の周知及びその提出要請
支部において新しい会計基準に沿った収支予算書を作成してもらうため、「平成23年度支部予算作成の手引き」を作成し、昨年末に全支部へ送付した。1月から2月にかけて開催された支部本部連絡会議において詳細を説明し、2月末までに本部へ予算書を提出するよう指示した。
- ・ 法人全体の収支予算書の完成
支部から提出された予算書を本部のそれと統合し、法人全体としての平成23年度収支予算書を作成した。
- ・ 本年度以降の会計処理に関する方法の支部への周知
本年4月以降から会計処理方法を一部変更したので、その処理方法につき「平成23年度初期支部会計処理の手引き」及び「P C A 公益法人会計仕訳入力事例集」を作成し、支部に対して周知した。
- ・ その他
経理規程(旧会計処理規程)の改正をおこない、支部からの会計に関する質問に回答し、処理方法の是正を求めた。
公益認定基準に基づく財務体制の確立及び継続
- ・ 公益認定基準における財務要件の整備
公益認定基準における3つの財務要件である収支相償原則、公益目的事業比率、遊休財産制限に適合させるべく、各事業ごとに徹底した検討を行った。その結果に基づき、公益認定申請書の別表を作成し、提出した。
- ・ 配賦基準及びその比率の変更
事業費及び管理費のどちらにも関連する共通費用の配賦に関し、当法人が使用する事業及び科目ごとの配賦基準やその比率を検討し直した。

2. 法人管理業務

(1) 会員管理と事務局体制の充実

事務局の運営及び事務局体制の充実

約5,500名の会員管理、公益社団法人への移行、成年後見普及啓発活動を中心とした事業規模の拡大等によって事務局の事務量は飛躍的に増大したが、事務の効率化を推進しながら事務局体制の整備・拡充を図った。

本部支部間の連絡体制の強化

支部本部連絡会議やブロック会議の開催により、公益社団法人移行後の支部の作業工程や不祥事再発防止策等の周知に努め、かつ、本部と支部における現状と課題、会員執務等

に関する情報を相互に共有し、本部と支部の連携、連絡体制の強化を図った。支部本部連絡会議の詳細は、事業報告別紙（14）「平成22年度支部本部連絡会議開催状況」参照。

正会員の募集及び会員の名簿登載の推進

我が国最大規模の専門職後見人供給団体として、当法人が成年後見制度の利用者たる国民の期待に応えられる体制構築のため、日司連を通じて各司法書士会に対し、成年後見制度への取り組み強化と当法人への入会促進を要請した結果、正会員数が384名増加し、後見人等候補者名簿登載者も延べ3,829名（内司法書士法人28法人）となった。

賛助会員及び寄付金の募集

当法人の事業に賛同して財政面を支援する賛助会員及び財政基盤強化のための寄付金募集を呼びかけたが、近時の経済情勢の影響と潜在的な利益相反の問題があり、十分な成果をあげられなかった。

定款、諸規則・諸規程の整備

当法人の諸規程が公益社団法人としての内部統制に適應していることを総点検した上、労務関係諸規程についても全般的な見直しを行い、それぞれ規則並びに規程改正案としてとりまとめた。

各種名簿の管理

会員名簿・後見人等候補者名簿その他当法人が備える名簿を管理し、後見人等候補者名簿登載者に対する登載証明書の発行事務等を行った。

包括補償保険制度の検討

現行包括補償保険制度のうち身元信用保険の適用が現実化したことに伴い、今後の保険料負担の増加と保証額の問題の検討を行った。保険会社が身元信用保険の継続に難色を示していることもあり、その継続の可否を含め結論が出ていない部分については、引き続き検討を行うこととなった。

（2）個人情報保護システムの整備

個人情報の流出防止と、万一不測の事態が発生した場合の危機管理対応の検討するとともに、個人情報保護のための具体的手順である「個人情報保護運用マニュアル」のほか、職員・役員に対する個人情報保護に関する研修の実施を予定していたが、公益認定に向けた作業を優先させた結果、職員等に対する研修は本年度以降に持ち越した。